

北海道表彰事務取扱要領（抜粋）

平成10年4月1日人事第40号総務部長通達

第1 趣 旨

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号。以下「規則」という。）に基づく表彰事務の取扱いに関しては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（表彰状による表彰）

第2 表彰の基準等

- 1 表彰の対象は、原則として生存者とする。ただし、前回の表彰決定後に死亡した者で、特に功績が顕著な者については表彰の対象とすることができる。
- 2 本庁各部が所管する表彰の種類、表彰の基準及び表彰者数は、別表第1のとおりとする。

別表第1

表彰の基準及び表彰者数

所管部	経 済 部
-----	-------

表 彰 の 種 類	表 彰 の 対 象	表 彰 の 基 準	表 彰 者 数
北海道科学技術賞	科学技術関係 功労者	科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なもの	3
北海道科学技術奨励賞	//	科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著であって、かつ、今後の活躍が期待されるもの	5